

====ファクシミリ送信票=====

平成 29 年 7 月 20 日

送信先	<u>林 弘 法律事務所 律士 山中理司様</u>
送信者	<p>国土交通省自動車局旅客課 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3</p> <p>TEL 03-5253-8111 (内線 4112) FAX 03-5253-1613</p> <p>☆総務、企画、タクシー、 バス産業活性化対策室(乗合、貸切)、 地域交通室、旅客運送適正化推進室</p> <p>担当者 佐野</p>
文書名	<p>「一般乗用旅客自動車運送事業による 運行記録計による記録について」他</p>
送信枚数	4 枚 (送信票を除く)
備考	

国自総第299号
国自旅第159号
平成18年9月15日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 同 自動車技術安全部長 殿
 関東及び近畿運輸局
 自動車業務監査指導部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局総務課安全監査室長

自動車交通局旅客課長

区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る
運行記録計による記録について

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行等に伴う旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の一部改正により、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に運転者が乗務した場合の運行記録計による記録についての規定（第26条）が改正されることとなるが、改正後の運輸規則第26条第1項の規定に基づき、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る当該運行記録計による記録を義務付ける「運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合」については、下記のとおりとする。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長及び社団法人全国乗用自動車連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

運送の区間に係る最短経路の運行距離が、概ね100kmを超えるもの（発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるものを除く。）である場合

国自総 第 269 号
国自旅 第 116 号
平成 18 年 9 月 25 日

各地方運輸局自動車交通部長
同 自動車技術安全部長
関東及び近畿運輸局
自動車業務監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

} あて（単名各通）

自動車交通局
総務課安全監査室長
旅客課長

一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行に伴う旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の一部改正により、一般旅客自動車運送事業用自動車に運転者が乗務した場合の運行記録計による記録についての規定（第26条）が改正されることとなるが、改正後の運輸規則第26条第2項及び第3項の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に係る当該運行記録計による記録が必要な地域として、運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が指定する地域等に係る取扱いについては、下記のとおりとするので、各地方運輸局等においては速やかに所要の措置を行うこととされた。

記

1. 地方運輸局長が指定する地域及び地方運輸局長が定める日について

運輸規則第26条第2項の規定に基づく運行記録計による記録を義務付ける地域として「地方運輸局長が指定する地域」の範囲及び当該「地域の指定の時期」並びに運行記録計による記録の義務付けを開始する「地方運輸局長が定める日」については、それぞれ次のとおりとする。

地方運輸局長が指定する地域	地域の指定の時期	地方運輸局長が定める日
(1) 運輸規則第22条第1項の規定に基づき最高乗務距離規制を行う地域として地方運輸局長が指定した地域（原則営業区域単位）	既に左記の地域指定がなされているもの 今後、状況の変化に伴い追加的に左記の地域指定をするもの	改正道路運送法の施行日 適 宜
(2) 人口概ね10万人以上の都市を含む地域であって、流し営業の割合が比較的高く、当該地域の平均日車走行キロ数が相対的に長い等、運行記録計による記録を行うことによって、より確実かつ合理的な運行管理が行われることとなると認められる地域（原則営業区域単位）	今回の制度改正により直ちに規制を実施するもの 今後、状況の変化等に伴い追加的に規制を実施するもの	平成18年12月31日まで 適 宜

なお、運輸規則第26条第3項の規定に基づく「地方運輸局長が指定する地域及び定める日」の公示については、当該地域を指定する日において行うものとする。

2. 地方運輸局長が認める場合について

運輸規則第26条第2項の規定に基づき運行記録計による記録の義務付けから除外する場合として「事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合」について、運送の引き受け及び指示が営業所において行われるものである次の(1)及び(2)の場合とし、上記1. なお書きの公示の際に併せてその旨を明らかにするものとする。

- (1) 乗務する事業用自動車が、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合
- (2) 乗務する事業用自動車がハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。）である場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合

運行記録計装着地域

運輸局	指定地域	運行記録計		備考	
		指定日	実施日		
北海道	札幌交通圏	H18.12.20	H19.12.19		
	小樽市				
	函館交通圏				
	旭川交通圏				
	室蘭市				
	苫小牧交通圏				
	釧路交通圏				
	帶広交通圏				
	北見交通圏				
東北	仙台市	H18.12.22	H19.12.1		
関東	特別区・武三交通圏	H18.9.27	H18.10.1		
	京浜交通圏				
	北多摩交通圏				
	南多摩交通圏				
	西多摩交通圏				
	県央交通圏(神奈川)		H19.12.27		
	湘南交通圏				
	京葉交通圏				
	県南西部交通圏(埼玉)				
北陸信越	新潟交通圏	H20.4.25	H21.4.1		
中部	名古屋交通圏	H18.12.25	H19.12.1		
近畿	大阪市域交通圏	H18.9.29	H18.10.1		
	北接交通圏	H18.12.28	H19.12.28		
	河北交通圏	H20.4.28	H21.4.30		
	河南交通圏	H18.12.28	H19.12.28		
	神戸市域交通圏	H18.9.29	H18.10.1		
	京都市域交通圏	H18.9.29	H18.10.1		
中国	広島交通圏	H18.12.4	H19.12.1		
九州	福岡交通圏	H18.9.29	H18.10.1		

注:営業区域のうち一部の区域は指定から除外している場合がある。